

この委託の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

特記仕様書

I. 総則

1. 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。

2. 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、標準仕様書に規定されているもののほか、「個人情報及び情報セキュリティ等に関する特記仕様書」によるものとする。

3. 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。

4. 工事情報共有システムの利用

本委託は、工事情報共有システム利用対象委託であり、積極的な工事情報共有システムの利用に努めるものとする。

工事情報共有システム利用とは、書類、報告書等提出に際してインターネット上に設置した工事情報共有システムを利用して提出することをいう。

(<https://www.cals.metro.tokyo.lg.jp/>)

5. 設計変更

委託契約書第 17 条から 24 条に記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」（東京都）によるものとする。

6. 再委託

- (1)受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3)本委託業務の再委託先である協力会社、東京都の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

7. 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力すること。

8. 夏季休暇期間

本業務では、次に示す5日間を夏季休暇期間としている。

令和4年	8月15日～8月19日
------	-------------

夏季休暇期間は休日と同様に、工期に含まれない。

9. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受注者（受託者）からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者（受託者）の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

10. 産業廃棄物の適正処理

本委託に伴い産業廃棄物が発生する場合は、受発注者間で関係法令等を確認し、協議の上、適正に処理すること。

II. 業務内容

11. 業務目的

本委託は、小金井3・4・11号府中東小金井線外について、環境に対する影響等を反映させた道路構造の検討を行い、今後の構造物の工法選定に資する概略検討を行うものである。

また、小金井3・4・1号三鷹国分寺線について、今後の環境概況調査等に資する環境調査計画検討を行うものである。

12. 旅費交通費

本業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.63%を計上している。

13. 主任技術者

標準仕様書第1章第1節1.1.6の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設－道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (3) RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

15. 照査技術者及び照査の実施

設計業務標準仕様書第1章第1節1.1.7に定める照査技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設－道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (3) RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

16. 成果品の提出

「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」によるもののほか、下記の成果品を提出すること。

- | | |
|------------------|----|
| (1)報告書（金文字黒表紙製本） | 1部 |
|------------------|----|

17. 業務内容

(1) 道路概略検討（小金井3・4・11号府中東小金井線外）

1) 道路概略設計

小金井3・4・11号線外について、過年度成果及び本業務にて実施する環境影響予測等の結果に基づき、最適な道路構造形式の選定を行う。

また、形式の選定にあたっては、以下の項目についての比較検討を行う。

- ① 動植物への影響、生態系の保全
- ② 湧水や地下水への影響
- ③ 大気汚染への懸念
- ④ 日照や景観への影響
- ⑤ 緑化面積の減少
- ⑥ 文化財への影響
- ⑦ 武蔵野公園の分断
- ⑧ 地域コミュニティの分断
- ⑨ 騒音、振動

- ⑩ 通過交通からの安全性確保
- ⑪ 南北道路整備による利便性の向上
- ⑫ 防災性の向上（広域避難場所へのアクセス・避難路・延焼遮断帯）
- ⑬ 緊急車両のルート確保
- ⑭ はけ、武蔵野公園等へのアクセス性
- ⑮ 子供の遊び場の確保
- ⑯ 通学路の安全性確保
- ⑰ 沿道利用、沿道地域の活性化

[設計条件]

- ・延長 : L=0.8 km
- ・地形条件 : 市街地
- ・車線数 : 2 車線
- ・暫定計画 : 行わない
- ・工区ごとの分割 : 行わない

2) 環境影響予測及び評価検討

・予測検討（地下水）

地下水についての予測検討は、別途実施している地下水調査結果に基づき、事業の内容、地域特性を踏まえた事例の引用または解析により行う。なお、地点数は2箇所程度とする。

・予測検討（動物・植物）

動物・植物についての予測検討は、事業計画等を踏まえ、重要な動植物の生育環境の改変の程度を推定し、他の事例の引用又は解析により行う。なお、別途実施した環境概況調査等（野川自然再生事業、生物多様性公園整備事業ほかの環境調査資料も提供）の結果を予測に反映させることとする。なお、検討範囲は30ha程度とする。

・環境保全対策の検討（地下水）

地下水についての環境保全対策の検討は、予測結果を基に、地下水に係る環境影響を回避し、または低減させる方向で検討を行う。なお、地点数は2箇所程度とする。

・環境保全対策の検討（動物・植物）

動物・植物についての環境保全対策の検討は、予測結果を基に、本路線整備に伴う環境影響を出来る限り回避し、または低減させる方向で検討を行う。また、必要に応じて事後調査の項目や手法の検討をする。なお、検討範囲は30ha程度とする。

・評価検討（地下水）

地下水についての評価検討は、予測結果及び環境保全対策の検討結果の内容を勘案し、環境への影響が出来る限り回避又は低減されているかどうか、その効果が十分であるかどうかを検討、評価する。なお、地点数は2箇所程度とする。

- ・評価検討（動物・植物）

動物・植物についての評価検討は、予測結果及び環境保全対策の検討結果の内容を勘案し、環境への影響が出来る限り回避又は低減されているかどうか、その効果が十分であるかどうかを検討、評価する。なお、検討範囲は30ha程度とする。

また、道路概略検討（小金井3・4・1号線外）で検討している道路構造の各案に、評価した結果を反映させることとする。

（2）環境調査計画検討（小金井3・4・1号三鷹国分寺線）

1) 地域特性に関する情報の把握

既存の文献・資料等を収集・整理し、対象事業の実施想定区域及びその周辺の自然的状況に係る項目、社会的状況に係る項目について地域特性に関する情報を把握する。なお、自然的状況に係る項目及び社会的状況に係る項目は以下のとおりである。

①自然的状況に係る項目

- (ア) 大気環境の状況
- (イ) 水環境の状況
- (ウ) 土壌及び地盤の状況
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
- (キ) 一般環境中の放射性物質の状況

②社会的状況に係る項目

- (ア) 地域における計画・戦略・目標等
- (イ) 人口及び産業の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 下水道の整備の状況
- (ク) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (ケ) その他、社会的状況に関する必要な事項

2) 環境調査項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

対象事業の内容、対象事業実施区域及びその周辺の概況を踏まえ、環境調査の項目を選定する。また、選定した項目ごとに1)及び2)の結果を踏まえ、その影響の重大性

などを検討し、可能な範囲で調査、予測及び評価の手法を選定する。

19. 資料の貸与

本業務の履行にあたり、下記の資料を貸与するが、同時に資料等の収集に努めること。

- (1) 過年度道路概略検討資料
- (2) 環境概況調査結果資料
- (3) その他の資料

20. 地元協議

地元協議等本業務においては、「標準仕様書」第1章第1節1.1.14「地元協議等」に規定する協議を行う予定は無い。

21. 部分使用

受託者は、監督員から成果物の部分使用の請求があった場合にはこれに同意すること。

22. 成績評定

本委託は、東京都設計等委託成績評定要綱（平成22年4月2日付21財建技第238号）に基づく設計等委託成績評定の対象である。

III. その他

- (1) 設計業務計画書の作成にあたっては、他の業務との連携があるため、監督員の承諾を得ること。
- (2) 本委託では、環境影響評価に準ずる業務を行うため、下記のいずれかの資格を有する者を1名以上担当技術者として配置すること。
 - ①技術士（建設部門：建設環境）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ②技術士（環境部門：環境影響評価）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (3) 本委託の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。

個人情報及び情報セキュリティ等に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシー等を踏まえた業務の履行

受託者は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- (3) (1)、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当

たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
 - b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
 - c 受託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度コンピュータウィルスチェックを実施すること。）
 - d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 委託者は(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。
- (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情

報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、授受簿や台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盜難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

8 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

- ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

10 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

11 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。